



# 鳥取県公報

平成17年 8月23日(火)  
号外第124号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	県道の区域の変更 (635) (道路企画課) .....	1
	県道の供用の開始 (636) ( " ) .....	1

## 告 示

### 鳥取県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年8月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取砂丘線	鳥取市浜坂二丁目819 - 1地先から同市浜坂二丁目822 - 6地先まで	変更前	10.0 ~ 15.0	60.0
		変更後	10.0 ~ 13.0	60.0

### 鳥取県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年8月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日

鳥取砂丘線

鳥取市浜坂二丁目819 - 1地先から同市浜坂二丁目822 - 6地  
先まで

平成17年 8月23日